

野田市開発事業等に係るまちづくり条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市開発事業等に係るまちづくり条例（案）

2 意見の募集期間

令和5年10月4日（水曜日）から令和5年11月2日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

① 提出者数・意見数		3人	9件
② 提出方法	直接持参	3人	9件
	郵送	0人	0件
	FAX	0人	0件
	Eメール	0人	0件
③ 政策等に反映した意見			0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	<p>野田市へは30代前半の頃三人の子供を連れて横浜から越して来ました。その頃は緑が多くて子どもを育てるには良い環境だと思いました。</p> <p>しかし、最近の野田市は多くの緑が伐採され、物流センターが軒並み建てられています。越して来た頃の自然豊かな野田市が物流センターの里に変容してしまいとても残念に思っています。</p> <p>終の棲み家を元の緑豊かな野田市にと願っております。</p>	<p>多くの緑が伐採されてきたことについては、伐採届けの提出や林地開発の許可等の対応をしておりますが、森林伐採や立地自体を規制することは難しく、森林所有者の高齢化、相続による個人の土地活用を要因とする森林伐採も影響していると考えております。</p> <p>市としましては、市民の財産である森林の減少を抑制するための対策として、所有者の協力を仰ぎながら市民の森を指定することで緑の保全に努めております。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、森林伐採等により周辺の</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>居住環境や自然環境に影響を及ぼすような開発行為等については、本条例を適切に運用してまいります。</p>	
2	<p>(構想の周知等) 第9条 現段階では地域住民に対し、非常に弱いと感じる。構想の段階で事業計画の決定と思い込み無力感に陥る住民もいる。構想説明の厳格化を願う。</p>	<p>地域住民の意見や要望等を反映させるため、事業者が詳細設計等の多大な費用を投じる前の構想段階で、周知するものです。 このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	修正無し
3	<p>(あっせん) 第20条 大規模建築物に伴って生じる影響として建築物そのものの圧迫感がある。</p>	<p>多くの方が圧迫感を感じるような場合には、第4号に規定する周辺の環境に及ぼす影響に関する紛争のうち、市長が特に解決の必要があると認めるものとして、あっせんを行ってまいります。 このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	修正無し
4	<p>(あっせんの手続の非公開) 第25条 あっせんの手続は公開しないことについて、直後の公開は難しいが、例えば数年後に情報公開を可能にする。</p>	<p>あっせんの手続を公開することにより、事業者の一般では知ることのできない交渉に関する技術的な情報であって、公開されることにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる部分が公開されるおそれがあり、そのような情報が公開されることとなると、あっせんの場において率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、市が条例に基づいて行うあっせんの事務の性質上、当該あっせんの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とするものです。(野田市情報公開条例第6条第6号に該当) なお、現在では不開示情報であっても、将来における法令改正又は社会情勢の変化により事業者の交渉</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>に関する技術的な情報が、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと判断される変化があった場合については、開示することもあります。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	
5	<p>条例の主旨について、この条例が出来るのが遅すぎます。野田市内の道沿い、工場跡地など殆ど大型倉庫計画で埋まってしまいました。それでも、トラックなどが入らない奥の畑、林が少しは残っているので他の大型開発規制には有効です。ぜひ条例を成立させてください。国道16号線沿い中里地区大型物流倉庫計画問題にかかわって2年目ですが、こういった条例があればもう少し早く良い方向へ行ったと思います。それでもお互い難しいが被害論を何とか超えて、地域の10年、20年先を考え、地域づくり、自然住環境に重きを置き、粘り強く折り合えるように話し合っています。</p> <p>今の規制は甘く、大型物流倉庫開発計画にはまったく合っていません。時代は違って前の枠に入らないものが多くあります。マンション10階～12階分相当の高さで縦横100×100m以上のものを平気で住宅の側、前約30m近くに壁のように建ててしまいます。それでも許可になってしまうのです。毎日、毎日、その圧迫感と威圧感、青空も奪われてしまいます。冬は雪が降ったら道が日影で解けないでケガの心配も増えました。大きな精神的苦痛にもなります。畑も日陰なら作物も生育しません。理不尽だが実際に今、関宿桐ヶ作の工場跡地に建てている</p>	<p>地方自治法に、地方公共団体は、法令の範囲内で条例を制定することができることとされていることから、都市計画法や建築基準法などの関係法令を逸脱して、物流施設等の立地や車両の通行制限することはできません。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、周辺の居住環境や自然環境に影響を及ぼすような開発行為等については、本条例を適切に運用してまいります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>倉庫がそうです。3～4軒と畑等がその被害にあいそうです。1回だけの話し合いで打ち切られて工事は始まりました。被害者は個別対応があったのだろうか。</p> <p>稼働したら大型トラック 10 トン以上、長さ 10～12mが一日約 500 台は入庫を繰り返します。それに伴う通勤者も同じくらい台数が入って来ます。排気ガス、振動、道路の渋滞も心配です。でも、一番怖いのは事故です。最近、半年間に 16 歳の高校生と 18 歳の少年が中里近く吉春の県道交差点で自転車に乗って横断中にトラックに巻き込まれ亡くなってしまいました。いまでも交差点には花が供えられています。</p> <p>倉庫の規模を少しでも縮小してもらってトラックの台数減らして行くことは最重要なことです。野田市内もそろそろ倉庫を建てるのは止めてください。止めさせられませんか。倉庫建築制限やトラック入庫台数、通勤者台数制限なども行ってください。</p> <p>自給率も低い我が国、貴重な林も畑も残し、持続可能的に自然住環境を守って、暮らしに優しい街づくりと人づくりに視点を置きましょう。土地に根差した自然産業起こして欲しい。起こしましょう。地元ワインとか地元ビールとか、無農薬・有機野菜生産地の街とか、それに合わせた直売所、飲食店も誕生させたら良いです。市外から人も呼べます。話題作りにどうでしょうか考えてください。</p>		
6	<p>(開発事業者及び地域住民等の責務) 第 6 条 物流倉庫、建物高さについて、配慮</p>	<p>地方自治法に、地方公共団体は、法令の範囲内で条例を制定することができる」とされていることから、</p>	<p>修正無し</p>

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>となっておりますが、住宅の側に建ててほしくないです。それでも住宅の側に建てる場合は31mから20m以下に制限したい。住宅からの距離も約50mは離して、間20mの奥行を確保して木々を厚く植えて目隠しとする。理想的には柵を内側にして外側にドングリ系の自然林の木々を植えて、地域内の共有地（コモン）として地域に開放して欲しい。流山の倉庫群はそうです。散策コースもあります。住宅側の高さ制限と距離制限の数値は具体的に条例で決めましょう。住宅側はトラックが上り下りするバース方式は止める。エレベーター方式にすること。</p>	<p>都市計画法や建築基準法などの関係法令を逸脱して、建築物の高さや壁面の位置を制限することはできません。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>ただし、事業者に対して、地域住民の意見や要望等を計画に反映するよう、求めてまいります。</p>	
7	<p>（構想の周知等）</p> <p>第9条</p> <p>3日以内に周知掲示と地域への説明会実施について、必ず行ってください。300m以内に周知は規模の大きさでもっと広げて良いのではないですか。説明会にて住所と名前の記入も求められましたが必要でしょうか。</p>	<p>300メートル以内の区域に加え、自治会等の区域内の居住者を対象としており、他市と比べても広範囲で、適切であると考えています。</p> <p>また、市は、参加者名簿を求めておらず、事業者の判断に委ねております。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	修正無し
8	<p>（事業計画の届出等）</p> <p>第13条</p> <p>各種この図面の提示では、住宅との圧迫感、威圧感良く分からないので、住宅も入った立体模型などあったら良い。空の上から下を見た鳥瞰図があっても良い。風の流れ強さも事前にパソコンで図入りで計測出来ればありがたい。個別で違うが、圧迫感、空が奪われる率も計測出来ます。</p>	<p>事業者には、住民に分りやすい図面等を用いて説明するよう指導してまいります。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	修正無し
9	<p>（あっせん）</p> <p>第20条</p> <p>あっせんについて、大事なこと良いことです。大変でしょうが市長にいろ</p>	<p>あっせんについては、紛争が公正に解決されるよう努めてまいります。</p> <p>このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p> いろな権限が集まっています。紛争調停委員会を設置も行うと言う。良く事実と化学的検証と他の市、外国の例を参考に判断してください。どこまでも野田市側が中立的立場で、住民と業者の間を取り持ちお互い折り合えるように進めてください。 </p>	<p> いただきます。 </p>	

※パブリック・コメント手続において掲載した野田市開発事業等に係るまちづくり条例（案）の素案について、条例案をより分かりやすくするために、素案の趣旨及び目的に影響がない範囲内で条項及び字句の整理を行いました。それに伴い、意見の概要に記載のある条については、整理後の条例案の条番号としました。（令和5年11月28日追記）